

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月29日
【会社名】	株式会社シーマ
【英訳名】	CIMA Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白石 幸栄
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座二丁目6番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長である白石幸栄は、当社の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成22年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社および連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的および質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しています。なお、連結子会社1社については、金額的および質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達する事業拠点を「重要な事業拠点」としています。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金および棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測をとともなう重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業または業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

## 3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、当連結会計年度末時点において、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

### 記

平成22年5月までに、当社の商品在庫を適正に保管する管理責任者であった当社元従業員が、その職位を利用し、当社の商品在庫であるダイヤモンド・ルース（裸石）1億92百万円（仕入価額）を業務上横領していたことが判明いたしました。当社におけるルース棚卸業務プロセスの内部統制整備状況は、業務責任者が自ら業務を行っていたという職務分掌上の問題を除き、重要な不備、欠陥は見受けられませんでした。不正行為においては、これらの業務プロセスの中で責任者が自ら事務処理を行い自ら報告を行ったことにより、内部統制上の牽制機能が働きませんでした。このことが、不正行為を防止できなかった主な要因であります。

当連結会計年度の末日までに是正されなかった理由は、上記財務報告に係る内部統制の不備を認識したのが、連結会計年度末日の翌日以降の平成22年6月であったためであります。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用について、その重要性を強く認識しており、再発防止策をはじめとする是正措置について整備・運用を行い、翌連結会計年度においては、適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

（再発防止策）

- （1）棚卸業務の見直し
- （2）コンプライアンス意識の再徹底
- （3）内部管理体制の一層の強化

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。